

令和5年度第1回市川市交通対策審議会 議録（テープ起こし）

1. 日時 令和5年度10月17日（火）14時00分～15時30分

2. 場所 第1庁舎 5階 第4委員会室

3. 出席者

委員：高田会長、西原副会長、中町委員、中村委員、廣田委員、堀内委員、青山委員、富田委員、鈴木委員、谷脇委員、三部委員、南雲委員、廣元委員、加藤委員、木嶋委員、徳留委員、山本委員、湯浅委員

市川市：岩井道路交通部長、加科道路交通部次長
交通計画課 大川課長、武田副参事、河崎主幹、白川主幹
道路管理課 高石課長
道路建設課 渡辺主幹

4. 議題及び会議の概要

(1) 会長挨拶

(2) 委員紹介

(3) 報告事項

①北千葉道路・新湾岸道路の動向

②都市計画道路の整備状況報告

③自転車保険加入状況等に関するアンケート結果

(4) その他

5. 配布資料

・事前資料一式

・当日配布資料一式

(加科次長)

それでは皆様こんにちは。定刻となりましたので、令和5年度第1回市川市交通対策審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は事務局の道路交通部次長加科と申します。よろしく願いいたします。

本日の審議会の出席委員は18名。欠席の委員は4名になります。

市川市交通対策審議会条例第6条第2項の規定により、半数以上の出席を満たしておりますので、本審議会は成立することをご報告いたします。

はじめに、市川市交通対策審議会会長、高田邦道様より、ご挨拶をお願いいたします。

(高田会長)

高田でございます。

まず最初に議員の方々も、多く替わられたみたいなので、自己紹介させていただきたいと思います。私は82歳です。以前に、あんな年寄り大丈夫かって言われたので、毎年の健

診をしております。今のところどこも異状がないので、十分職務は全うできるのではないかとこのように考えております。

それで、交通問題はいろいろあるのですが、最近特に話題になっている物流2024年問題。これは皆さん方には関係ないように思われますが、非常に関係があることです。

日本の道路は、20トンの設計で、作るようになっていました。しかし、ある時、経済界から要望で25トンに、格上げされております。25トンまで走れるようになっていまして、そうしますと何が問題かといいますと一つは、道路が壊れやすくなっているということであり、それだけの重量の車が多く走るということでもあります。

そういうことと、もう一つは、物流問題っていうのは、1人の運転手でたくさんのを運ぶというのが一番の解決策で、アメリカやオーストラリアでは、トレーラーのダブル、トリプル、それからオーストラリアでは7両から10両ぐらい、1人で引っ張っていくようなケースもあるわけで、日本ではそれがまず出来ないということです。もしそれをすると道路が壊れてしまうということで、またこれは問題です。

それから、配送の問題があります。自宅まで「もの」を持ってくるということになりまして、それで最近では特に夫婦は外に働きに出るというケースが非常に多くなっているのも、一度で、なかなか配送ができないという問題で、これも問題になっています。我々の生活の中で物流問題というのは、非常に大きな問題なんですけど、そういう街や、市の中では、あまり考える問題じゃないと一般に考えられてるんですけど、実は非常に重要なことだろうと思います。ただなぜこういうことを言うかといいますと、私は専門がですね、流通工学。あるいは物流工学と言っていますが、それを専攻していまして、学位論文も物流施設計画論というので、学位をいただきました。

それで、それだけをやっているわけじゃなくて、それにまつわる道路インフラ、それから都市インフラ、そういうような関係でやっております、こういう場にたびたび出させていただいているということでございます。

なかなか専門の人がいないもので、市川市の場合は、道路交通部というのがあるので、自治体で、表看板を「交通」としているのは、たぶん市川だけになると思いますので、出来るだけ体に気をつけて、長くお手伝いしようということで、これまでできたわけであり、ます。

そういうことで、今回、市議の方も、お一人の方だけ残られて、後は皆さん新しい方になったと思います。市川市もいろいろ問題があるようで、新聞を見ますと危ない交差点市川と日経新聞に、出ております。千鳥町と大野町3丁目2073番地付近になっています。

また、非常に気になった新聞記事が、10月4日付の日本経済新聞で出ておりました。この場所は、明確には知らないのですが、どうもこういった物流問題と関連しているような場所じゃないかなと、いうようなこともありまして、総務省から流れてくる課題以外に、本当は交通審議会でも、もう少しやらなきゃいけないのではないかなというふうに考えているところがございますので、皆さんのご支援をいただきながら、市川市の安全、あるいは交通、この流れをいかに良くするかというようなことを考えていきたいというふうに考えておりますのでひとつよろしく願いいたします。

(加科次長)

ありがとうございました。次に今年度新しく交通対策審議会の委員になられました方もいらっしゃいますので、改めて全委員をご紹介します。

お名前を呼びましたら、ご起立くださいますようお願い申し上げます。

改めまして市川市交通対策審議会、高田邦道会長。

市川市交通対策審議会、西原相五副会長。

市川市議会より、中町けい委員、中村よしお委員、廣田徳子委員、堀内しんご委員、青山ひろかず委員。

市民の代表より、富田勇人委員、鈴木茂委員、谷脇正弘委員、三部ミヨ子委員、南雲誠委員。

関係機関の代表より、廣元勝志委員、加藤浩一委員、木嶋讓委員、徳留頭二委員、山本泰幸委員、湯浅浩一委員。

なお、加藤圭一委員、柴田弘一委員、牧英樹委員、盛岡将人委員は本日欠席となります。

次に、事務局でございます。

道路交通部、部長、岩井でございます。

交通計画課課長大川でございます。

後方に交通計画課職員でございます。

道路建設課主幹、渡辺でございます。

道路管理課課長、高石でございます。

次に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。まずは事前に配布させていただいた資料となります。

会議次第、委員名簿。それから、本日の議題の資料の確認ですが、1ページから6ページが、資料3の(1)、北千葉道路新湾岸道路の動向、7ページ8ページが、資料3の(2)に、都市計画道路の整備状況の報告、A3版になります。

9ページ10ページが、資料3の(3)、自転車保険加入状況等に関するアンケート結果、(4)その他の資料です。11ページが、資料4の(1)、市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、12ページから14ページが、資料4の(2)、改正道路交通法施行に伴うキックボードの対応について、15ページが、資料4の(3)交通安全啓発活動について、ここまでが事前にご配付した資料となります。

机に配布している資料でございますが、席次表、市川市交通対策審議会条例、追加資料といたしまして、資料4の(4)緊急輸送道路における電柱の占用制限措置の導入について、16ページから19ページになります。以上が資料となっております。

不足等がございますでしょうか。

それでは資料の確認ができましたので、高田会長よろしくようお願いいたします

(高田会長)

はい、それでは令和5年度第1回、市川市交通対策審議会を開催いたしたいと思っております。最初に、本日の審議会の傍聴につきまして、事務局の方から報告をお願いします。

(加科次長)

はい。事務局です。

本日の交通対策審議会の傍聴者がいないことをご報告いたします。以上です。

(高田会長)

本日は傍聴者はいないということで、進めたいと思っております。

次は、市川市における審議会等の会議公開に関する指針に基づいて、本日の交通対策審議会は公開するという事によろしいでしょうか。ご意見ございましたら受けたまわります。よろしゅうございますか。

(委員)

異議なし。

(高田会長)

それでは異議なしの声がございましたので、公開することといたします。

会議次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

第1号は、北千葉道路・新湾岸道路の動向、をご報告お願いいたします。

(大川課長)

はい、交通計画課課長の大川でございます。

私からは次第4の(1)、北千葉道路・新湾岸道路の動向をご報告いたします。

資料1ページをご覧ください。

北千葉道路につきましては、毎年、早期整備について、千葉県や国に対して要望活動を実施しております。令和5年度は、千葉県知事1回、国に2回要望活動を行っております。

2ページをご覧ください。北千葉道路の紹介となります。

北千葉道路は、外環道と成田空港を最短で結びます。

計画延長約43キロメートルの幹線道路で、沿線地域の慢性的な交通混雑の解消、首都圏の国際競争力の強化、災害時の緊急輸送路として機能する道路です。

3ページをご覧ください。

北千葉道路、市川松戸は、令和3年3月に、国の権限代行事業による、新規事業化が決定した、延長、3.5キロの区間です。

4ページをご覧ください。

現在の北千葉道路、市川松戸ですが、国において用地取得に向けた道路設計を実施している状況です。今後の動向でございますが、国からは、全体的なスケジュールは現時点において未定と伺っております。

続きまして、新湾岸道路の動向について報告いたします。新湾岸道路は、湾岸地域のポテンシャルを十分発揮させ、我が国の国際競争力の強化や、首都圏の生産性向上、湾岸地域のさらなる活性化を図る、規格の高い道路とされています。

平成30年に設立された千葉県湾岸地区道路検討会及び同幹事会で検討が進められ、令和2年5月26日に、外環道千葉県区間開通後の湾岸地域の交通状況を鑑み、まずは早期に整備効果を発揮できるよう、外環高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺並びに、市原インターチェンジ周辺までの、湾岸部において、ルートの検討を進めることなどが記載された基本方針が策定されました。

5ページをご覧ください。

こちらは、千葉県の千葉県広域道路交通ビジョン千葉県広域道路交通計画で位置付けられた。広域道路ネットワーク図です。

図の中段、左側に、第二東京湾岸道路の記載で、赤い丸が書かれております。第二湾岸道路は、国が平成6年に、地域高規格道路の候補路線に指定するなど、過去に検討が行われましたが、現在においても、構想段階の位置付けであり、事業主体、ルート構造等は未定のままとされております。

一方、新湾岸道路は、第二東京湾道路を軸とした、新たな規格の高い道路ネットワークについて、外環高谷ジャンクションから、蘇我インターチェンジ周辺並びに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部において検討中であり、第二東京湾岸道路とは、整備の考え方が異なるものであると認識しております。

6ページをご覧ください。

現在の状況ですが、令和5年5月26日、新湾岸道路の早期実現を目指し、千葉県と沿線市が一体となって、国等へ働きかけを行うため、千葉県知事を会長とし、本市をはじめ、浦安市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市の沿線6市町で構成される、新湾岸道路整備促進期成同盟会が設立されました。

同年5月30日には、千葉県知事と沿線6市町による豊田国土交通副大臣への要望活動を実施し、6月21日に、国土交通省、千葉国道事務所を事務局とする第1回新湾岸道路検討会準備会が開催されました。

今後の動向ですが、今後開催予定の新湾岸道路検討準備会において、概略ルート、構造の検討に向けた、体制の議論を行う予定です。

また、計画の具体化を図るための体制や、地域住民からの意見の聴取の方法など、プロセスのあり方についても議論する予定となっております。

以上、北千葉道路新湾岸道路の動向についての報告となります。

(高田会長)

はい。どうも報告ありがとうございました。

この案件は、報告でございますが何かご意見ございましたら、挙手をお願いいたします。と思っております。よろしゅうございますか。それでは次に移りたいと思っております。

続いて、次第の3の(2)都市計画道路の状況報告をご報告いたします。

(渡辺主幹)

道路建設課の渡辺です。

私からは、議題の報告事項(2)都市計画道路の整備状況報告についてご報告いたします。お手元の資料の7ページ及び8ページをご覧ください。A3サイズの資料になります。

現時点の整備状況ですが、資料8ページに緑で示しております。

都市計画道路が現在整備を進めている路線で、黒で示しました都市計画道路が整備済みの路線となります。

それでは、先ほどご説明いたしました2路線以外の現在整備を進めている都市計画道路について、順番にご説明いたします。

資料①、②の都市計画道路3・3・9号柏井大町線は、松戸市の都市計画道路を含め、北千葉道路のアクセス道路として整備するため、令和5年度から事業化されました。

アクセス道路における市川市内の事業区間は、松戸市、松戸市境の大町地先から、都市計画道路3・4・15号、本八幡駅前線と交差する大野町4丁目地先までで、計画幅員は、地上部の標準断面で28.5メートルとなります。全体のうち、約0.06キロメートルが市川市の事

業主体となって進めるものとなっております。

次に、資料3の、資料③の都市計画道路3・6・32号、市川鬼高線ですが、国道298号と接続する大和田4丁目地先から、市川市保健センター前の東大和田2丁目地先までの延長約650メートルの整備を進めており、幅員は16メートルとなります。現在の用地取得率は約99%で、令和5年度は、雨水管、雨水管渠工事やガス管などのライフラインの移設工事を行っており、令和7年度末の整備完了を予定しております。

こちらの路線については、整備完了後、現在の事業区間から、東側のニッケコルトンプラザ通りまでの約600メートル区間の整備を検討したいと考えております。

次に、資料④の都市計画道路3・4・15号本八幡駅前線ですが、事業区間は、大野町1丁目地先から、大野町3丁目地先までの延長約750メートルで、計画幅員は18メートルとなります。

市川大野駅前の一部区間については、整備が完了しており、整備済み区間から本八幡駅方向にあります、送迎バス停付近までの約450メートル区間について整備を進めていくものです。

また、今回の整備に合わせ、すでに整備済みの市川大野駅前についても、電線共同溝と自転車レーンの整備を計画しております。

こちらにつきましては、令和4年度から予備設計に着手しており、事業の完了は令和13年度を予定しております。

これらのほか、国では、⑤の1路線、それと県では、⑥から⑩までの5路線の整備を進めていただいております。

以上、都市計画道路の整備状況の報告となります。

(高田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの、ご報告に対しまして何かご質問ご意見ございましたら承りたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは次に、移りたいと思います。

次は3の(3) 自転車保険加入状況等に関するアンケート結果を報告いたします。よろしく願いいたします。

(大川課長)

はい、交通計画課長です。

次第(3) 自転車保険加入状況等に関するアンケート結果についてご報告させていただきます。資料は、3-3をご覧ください。

昨年度の会議から時間が経っておりますので、再度、内容の確認をさせていただき、アンケート結果の報告をさせていただきます。

令和4年7月1日から、千葉県において、千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が改正され、自転車保険等への加入が義務化されました。

本市におきましても、自転車事故による高額の損害賠償や、被害者救済の観点から、自転車利用者による危険な運転の防止と、自転車の安全利用に関する普及啓発を図ることを目的とする市川市自転車安全利用に関する条例の一部を、令和4年10月1日に改正をいたしました。

そして、自転車保険の義務化を周知し、加入促進をするために、啓発活動を実施して参りました。

その後、アンケートにより、義務化後の加入状況を把握し、未加入の理由等を探り、対策を行って参るご説明をさせていただきました。

今回のアンケートは、令和5年8月に実施し、自転車保険等の加入率や市民意識の状況を把握するため、実施いたしました。

アンケート結果をご報告いたします。資料9ページをご覧ください。

一つ目、自転車保険等への加入が義務化されたことを知っている方が64%になっており、6割以上の方が、制度を知っていることがわかりました。

二つ目、自転車を利用している方で、自転車保険等に加入されている方ですが、方が67%、約7割の方が加入されていることがわかりました。

三つ目は、加入している保険の種類ですが、自動車保険、火災保険の特約が43%、続いて、自転車保険が35%、個人賠償責任保険が26%など、その他様々な保険の種類に加入していることがわかりました。資料10ページをご覧ください。

四つ目、保険に加入していない理由ですが、加入のきっかけがなかったが41%で多く、保険があることを知らなかった方が24%、加入の方法がわからない方が19%で、保険を知らない、加入方法がわからない方が合わせて43%もいることもわかりました。

しかしながら、五つ目、お子さんの自転車保険の加入状況ですが、加入していない方は13%で、約9割の方が保険に加入していることがわかりました。

最後に六つ目、自転車保険だけでなく、様々な保険の特約でも、自転車による事故の賠償を保証できることを知っている方が73%で7割いることがわかりました。

まとめますと、自転車保険等への加入が義務化されて、約7割の方が加入しておりますが、未加入の方も多くいることがわかりました。

よって、未加入の方は、保険を知らない、加入方法がわからなかったということですので、情報の提供や周知をしていく上で、加入率の向上に繋がる必要があることがわかりました。

本市の自転車事故は、交通事故全体の約40%を占め、県内の他の市町村より約10ポイントも高くなっております。

自転車等の保険に加入することは、ご自身のためでなく、相手方へも必要なものです。今後も広報紙やデジタルサイネージ等を活用して、更なる情報提供、周知を実施して、自転車保険加入率の向上に努めて参りたいと考えております。

自転車保険の加入状況等に関するアンケートについては以上でございます。

(高田会長)

はいどうもありがとうございます。

この件につきまして、ご質問、ご意見ございましたら承りたいとおもいます。

(堀内委員)

はい。

この保険のアンケートの件ですが、これは年代的にはどのぐらい、回答数1,401名と出ていますが、年代はどんな形にご質問されてこの回答っていうふうな大体分布はわかりますか。

(大川課長)

はい、少々お待ちください。

内訳ですけども、1,401名が回答しているうち、10代は3件、20代が34件、30代が100件、40代が270件、50代が一番多くて428件、60代が241件、70代が194件、80代が72件で、残りが不明でございます。以上でございます。

(委員)

ありがとうございました。

(高田会長)

よろしいですか。他にございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは次に移りたいと思います。

次第4その他になります。

(大川課長)

はい、交通計画課長です。

次第4その他で、一つ目は、市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、二つ目が改正道路交通法施行に伴うキックボードの対応について、三つ目が、交通安全啓発活動についての3点をご報告いたします。

まず一つ目の、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金についてです。

資料11ページをご覧ください。

令和5年4月1日から、道路交通法の改正により、すべての自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化となりました。

本市でも、本年9月議会において、市川市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正し、自転車の安全利用に関するさらなる普及啓発を図るため、乗車用ヘルメットの着用に努めることを、自転車利用者の遵守事項に追加をし、令和5年10月1日より施行となっております。

警察庁の資料によりますと、平成30年度から令和4年度までに、自転車乗車中に亡くなられた方の約6割が、頭部に位置し、致命傷を負っており、致死率はヘルメットを着用している場合の約2.1倍となるなど、ヘルメットの着用が効果的であるとのことでございます。

また、本市のヘルメットの着用の状況は、努力義務化されて2カ月が経過しても、普及が大きく進んでいない状況が見られるため、早期にヘルメットをかぶることを環境づくりを進めると同時に、安全対策を促進するために、購入費の一部を補助する事業を7月1日より開始いたしました。

対象となるヘルメットは安全基準の認証があるもので、一個当たりの購入金額が2,000円以上で新品であることなどとしており、補助金額は一律で2,000円です。

購入費、補助金の申請状況でございますが、9月30日現在、申請件数約2500件、ひと月あたり約800人の方が申請をされております。

今後さらにヘルメットの必要性、購入費の一部補助をしていることを周知して、ヘルメットの購入促進を図って参りたいと考えております。

次に、改正道路交通法施行に伴うキックボードへの対応についてです。

令和5年7月1日から改正道路交通法のうち、特定小型原動機自転車、いわゆる電動キックボードの交通方法、等に関する規定が施行され、運転免許不要などの新しい交通ルールが適用されることになりました。

資料12ページをご覧ください。

特定小型原動機付自転車は、原動機付自転車のうち、資料の新設と、表記している部分が該当するものを言います。

資料13ページ、14ページをご覧ください。

これは千葉県警察のホームページに記載されているものでございます。

13ページは、車両区分チラシです。

電動キックボードは、これまで電動機付自転車扱いでしたが、一部のキックボードは16歳以上であれば、免許不要で運転できることになりました。

電動キックボードのすべてが特定小型原動機付自転車になるわけではございませんが、運転前に、どの車両区分に該当するかを確認し、ルールを理解してから乗車する必要があります。

主なルールは14ページをご覧ください。

車道の左端の通行や信号や標識を守る、飲酒運転は禁止等があります。

本市ではホームページで交通ルールを掲載しております。

また、国土交通省と、千葉県警察のリンク先をご案内しております。

自転車同様、交通ルールやマナーが守られないと、事故に繋がりますので、交通ルールやマナー遵守の啓発活動を実施して参ります。

最後になります。

交通安全啓発についてです。

資料15ページをご覧ください。

まず、街頭啓発についてご説明いたします。

本市では、毎月15日を自転車安全の日と、千葉県交通安全基本方針に定められていることから、警察庁や警察署、交通安全協会及び関係団体と共同で、主要交差点交通事故多発地点などで、啓発物資を配布しながら、街頭啓発を実施しております。

四季の交通安全運転期間中におきましても同様に実施しております。

また、朝の通学、通勤時間帯における自転車危険運転者が多い交差点において、所管警察署にご協力をいただき、街頭指導啓発を実施しております。

次に、自転車安全利用講習会についてご説明いたします。

本市では、依頼のあった高校、一般企業、自治会等を対象に、自転車の交通ルールやマナーを学ぶ、自転車安全利用講習会を実施しております。

今年度は、千葉商科大学附属高等学校、一般企業、清掃公社等で実施し、11月11日には、一般社団法人自転車協会にご協力をいただき、大洲防災公園において子供たちを中心に、楽しみながら交通ルールを学ぶ、参加体験型のサイクルイベントを開催する予定でございます。

最後に、市内2ヶ所にある交通公園において、不定期ではありますが、来園者の児童及び保護者を対象に、交通ルールやマナーについて周知しており、今後も関係団体にご協力をいただき、交通安全啓発を推進して参ります。

以上でございます。

(加科次長)

もう一つ追加があります。引き続き道路管理課に。

(高石課長)

道路管理課長の高石でございます。

私から次第4その他、四つ目としまして、緊急輸送道路における電柱の占用制限措置の導入について、ご報告させていただきます。

資料の16ページをお願いいたします。

緊急輸送道路は、大規模災害が起きた場合に、災害直後から避難救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を、確保すべき重要な路線で、高速道路や一般国道及びこれらを連絡する県道・市道で形成される千葉県が指定している道路でございます。この緊急輸送道路は、各道路状況により、一次から三次に分類されており、その場所とですね、路線の一覧表は18ページ、19ページに、添付させていただいておりますので併せてご確認いただければと思います。

こちらのですね、路線ですが本市では、一次路線が2路線、二次路線が5路線、三次路線が11路線の合計18路線、総延長約12.1キロメートルが緊急輸送道路に指定されているところでございます。

この度の占用制限措置は、この緊急輸送道路におきまして、災害が発生した場合に電柱の倒壊等による被害拡大防止のため、電柱による新規の占用を禁止する制限を設けるものでございます。

この占用制限をかけることとなった経緯につきましては、ただいまご説明いたしました緊急輸送道路の機能確保の観点から、平成25年に道路法が改正され、占用の禁止及び制限措置が設けられ、これにより、平成27年に国土交通省から各都道府県に、積極的にこの措置を講じるよう、通知がございまして、その後、緊急輸送道路に指定されている、県内の国道と県道につきましては、電柱の占用禁止の措置が講じられております。

このような状況の中、昨年6月に再度、国土交通省より、各都道府県通知があり、市町村に対しても積極的に措置を講じるよう依頼があったことから、本市の措置の導入へ向けて、現在手続きを進めているところでございます。

続きまして17ページをお願いいたします。

近隣市の状況といたしましては、船橋市が昨年度に導入済みでございまして、松戸市、浦安市も現在本市同様に手続きを進めている状況と聞いております。

最後にこれまで進めてきた手続きの内容と今後の流れをご説明いたします。

今年度当初より、災害に関し知見を有する本市の防災部局と、東京電力、NTT等の各専用事業者に対しまして事前説明及び意見照会を行い、また、所轄の警察と道路法に基づく協議を行って参りました。

占用事業者からは、対象路線の無電柱化検討等のご意見をいただきましたが、後日、ご意見に対して説明や、共通認識を図り、ご了承をいただき、事前説明と協議が完了いたしましたので、本日、この審議会の場でご説明、ご報告をさせていただいておりますのでございます。

今後といたしましては、市の内部の手続き終えまして、11月に告示を行い、12月1日からの施行を予定しているところでございます。

報告は以上でございます。

(高田会長)

はい、どうもありがとうございました。

それでは質問あるいは意見を承りたいと思います。

一つずつ片付けていきたいと思います。

まず最初、4の1でご説明ありました、市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、ご質問ご意見ございましたら承りたいと思います。

はい。中町委員。

(中町委員)

はい。

それでは、今4-1の資料のヘルメット購入の件ですけれども、こちら7月1日から始まっているということで、今3ヶ月、合計2479件ということで、この対象件数が25,000件って書いてありますけれども、これが最大見込み数というふうにとらえているのか、どうかちょっとわかりませんが、ちょっと数が、少ないんじゃないかなあというところと、8月、9月に入ってから、さらに、件数が減っていて、申請の受付期間が残り半年ですけれども、多分このペースで行くと、ちょっと数字が、いまいち伸びが悪いのではないかなと思うんです。

これまでの取り組みと、この数字を踏まえた今後の取り組みっていうのはどう考えているのか、お尋ねをします。

(大川課長)

はい、交通計画課長でございます。

今後の取り組みですけれども、まず、市役所、それから公民館などの各施設に啓発のチラシを貼りました。その他の市営駐輪場が40ヶ所ほどあるんですけども、その市営駐輪場にもすべて貼りました。

その後ですね各市内の小学校、中学校、こちらの方にもビラをまきました。その後、9月に入りまして、各自治会の方にも、チラシの方を配布しております。

ちょっと申請件数が伸び悩んでいますので、今後の予定なんですけれども、次は市内の高校にちょっと出向きまして、高校生に周知し、アピールをしていこうかなと思っております。以上でございます。

(中町委員)

はい。

わかりました。

これまでの取り組み今後の取り組みはわかりました。ちょっともう1点伺いたいんですけども、想定より予算が余った場合なんですけど、引き続き、来年度も、持ち越してっていうのは、一応3月31日で一応区切ってはいますけども、その後っていうのは、何か考えられてるのかどうなのか。お願いします。

(大川課長)

はい。

交通計画課長でございます。

単年度予算ということで考えてますので、一旦この3月31日でこの制度は終了ということをご予定しております。以上でございます。

(中町委員)

はい、わかりました。

これヘルメットをやっぴりかぶることによって、もう効果がね、死傷率のやっぴり効果が出るっていうことも、もう示されているので、特に市民の皆さんの命に関わる部分なので、もっとその、広報にも力を入れていただいたりとか特に私が思うのは、私今の子供保育園に、自転車に迎えに行ったりして、よく乳幼児の方を乗せてらっしゃる親御さん等を見るんですけど、特に、乳幼児の方のヘルメットの着用っていうのはもっと、一番やっぴり保育園の周知であつたりとか、そういったところですね。もっとあげていただきたいと思いますので、引き続きご尽力お願いいたします。

(大川課長)

ありがとうございます。

(高田会長)

はいどうも、中村委員。

(中村委員)

私からですね、この自転車のヘルメットの効果というものはあると、そういう理解をしているんですけども、実際そのヘルメットの申請補助のですね申請件数が伸びてないというところで、ちょっと私なりに考えてみたときに、この市内の自転車事故の発生の件数というのはそもそも、他と比べて多いのかどうかというところがちょっと気になっていて、令和3、4、5年とかですね、そこら辺の推移と、あとまだ7月からなので、まだ効果というのはいわからないと思いますけれども、令和5年の今現時点のですね、事故の発生の状況、あとはその事故の程度の大きさもですね。もし何か重大な事故があつたりしたものがあれば、お示しいただきたいと思います。

(大川課長)

県内の交通事故の発生状況ですけれども、ちょっと資料が古いので大変恐縮ですが、交通事故全体のうち自転車が絡む事故で、まず千葉県全体です。令和元年度が約全体の26%、令和2年、3年度すべて26%が千葉県内の全体の交通事故の中で、自転車が絡むものとなっております。

一方本市だけで見ますと、本市は令和元年度が37%、2年が38%、3年も38%と。県内全体に比べると本市は10ポイント以上高いという状況でございます。

(中村委員)

その中で何か特に重大な事故があったものとかそういったものがあれば、教えていただきたい。

(大川課長)

はい。

自転車に関係する死亡事故というのが、今手元にはあるんですけども、県内で全体で交通事故死亡者数が令和元年は157人中自転車が関係する死亡者が24名。令和2年が111人のうち22名が自転車が絡む死亡者、令和3年が116人に対して、23人が自転車での死亡者になっています。

一方本市はですね。令和元年度は、死者が5人のうち、自転車関係するのは1名、令和2年は3名のうち、自転車関係する死亡者はゼロですね。

令和3年は、死亡者8人のうち2人が自転車が関係する事故になっています。

以上でございます。

(中村委員)

はい、答弁ありがとうございます。

県と比べると、その死亡時、事故の発生ですね、このポイントは10ポイントほど高いということで、決して市川市は、少ないと思ってたら、全然少くないってことがわかりました。

こういう状況を踏まえてですねやっぱりもっと力を入れて、事故が起きない状況を作っていくということと、あとはその事故に遭ったときに、生命に及ばない、そのヘルメットをですね着用上げていかなきゃいけないということですね。

もっと力を入れていただきたいなというふうに思うことと、こういった実際の数字とかですねそういったものを市民に示していくということが、より説得力を持たせるというふうに思いますので、単に法律ができました、ヘルメットを着けてお金の補助をしますということよりも、これだけ事故が他市と比べて市川市が多いので、気をつけていきましょうと、そのような周知の仕方も、啓発の仕方もあるのかなというふうに思いましたので、ぜひそういった意見も取り入れていただければと思います。以上です。

(高田会長)

はいどうぞ。

(廣田委員)

私もヘルメット着用して、自転車乗っておりますが、いろんな人にお話を聞きますと、自宅から駅まで自転車で、そこから電車に乗る場合には大変荷物になってしまうという、欠点があるわけなんですね。

そういったことも、もちろんそうだなと思ったんですが例えば防災用のヘルメット等は、バシッとこうたためるようなものっていうか、本当にB4、A4サイズのちょっと厚めの本一冊ぐらいの形までなるものもあるんです。結構強度もありまして、安全性も確保されていますので、ヘルメットの種類をちょっと増やせないかなというふうなことも考えております。

ぜひやっぱり周知とともに、皆さんにこの補助金を利用していただきたいというふうに

考えますので、確かに自転車用のヘルメットということで限定はされておりますけれども、女性用の帽子みたいな形でも今ありますしね、いろんなものがありますので、ぜひ周知を強めていただいて、皆さんにご利用いただき、安全に、自転車走行していただけるようにお願いしたいと思います。以上です。

(高田会長)

ご意見ということでよろしゅうございますか。

(廣田委員)

はいどうぞ。

(堀内委員)

堀内でございます。今、皆さん委員の方やいろいろなご意見があったんですけど、私も実はヘルメットを買った方なんで、この時にですね、周りの人に私も言ったんですけども、申請すること自体知らない人がたくさんまだいると。

この制度自体がまだ全然市内に普及されてないなというふうにすごく強く感じます。

私ども娘が塩浜学園行っている関係で、通学时自転車使っているんで、ヘルメット着用しておりますけれども、かっこ悪いとかそういう意見がたくさん出ています。今、東京なんかを見ますとですね、ほとんど自転車の警察官は、ちょっと格好いい白ヘルメットをかぶったりしているところを見ますと、やっぱりその市川市、地域的に見ても行徳地域ってのは平らなので、この間交通課長は交通部長もちょっと仰ってましたけども、やっぱり自転車の量も多いというところで事故も多いという話も聞いています。

保育園等の先ほど委員からの話もあったんですけども、保育園等見ていまして、この自分の子供にヘルメット被せているけど、お母さんはしていないというような方もたくさんいます。

やっぱり、この小型特定小型原動機の見解もそうなんですけれど、こちらヘルメット着用義務ということになっているっていうこともあまり多く知られている現状はないかなというふうに感じてまいります。つい、こういうことをやっていると、こういう状況ですと、ヘルメットを被ってくださいって義務がありますっていうことをもう少し広く、市民に宣伝することが一番大事かなと思っています。

様々な機会でもっとこういう制度もありますと、だから買ってくださいというような、もっと広報活動に少し力を入れていただければ、さらに広がるというふうに考えますので、ぜひその広報活動についても、ご検討いただいて、やっていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

(高田会長)

ありがとうございました。

他に、はい、どうぞ。

(富田委員)

P T A連絡協議会の富田と申します。

やっぱり小中学校の子供が全然ヘルメットかぶっていないんですね。保険には一応、皆さん特約とかそういうので入っているとは思いますが、学校の子供たち保護者ももちろん全然かぶっていない。子供たちにもっともっと周知していかなくちゃいけないということで学校の授業の中でですとか、あとはそういう危険をね、子供たちにもっともっとわからせて自分からかぶろうって言うのも増えるような、ちょっとPTAでもちょっと考え、何か活動していただけたらいいなと思いますので、何かありましたら、ご協力よろしく願いいたします。

(高田会長)

ありがとうございました。
はいどうぞ。

(鈴木委員)

自治会を通して、意見を一言述べさせていただきます。

自転車に乗ってる人の安全もそうですけども、歩行者の安全の方が、自治会としては重要な問題でございまして、高齢者が非常に後期高齢者も増えてます。

私も今年、免許証を返納しました。実際に歩いて買い物で駅周辺を歩きますと、毎日怖い思いをしています。これ高齢者、皆さんそうです。1回や2回じゃないです。非常に怖い思いを。

自転車マナーが最悪だと思います今、市民安全課の方では、来月から、マナー条例の強化をこれから進めていくことになっておるんですけども、マナー条例ってのはご存知のようにグー、チョキ、パーの三つが柱になってますけど、私は4番目に、自転車マナーを何としても入れてくれと。そうではないと、今後キックボードの問題で大問題が起きますよというふうに、申し上げている最中です。

そこで、お聞きしたいのが、どうもその自転車マナーの強化をどの課が、中心でもって進めているのかがわからないんです。すみません。教えてください。

(大川課長)

はい。
市川市は交通計画課が所管しております。

(鈴木委員)

はい。
今後どういうふうに進めるんでしょうか。

(大川課長)

まずは自転車の方に、マナーの方、先ほど鈴木委員おっしゃられたように、ちょっと逆走したりとかですね、左、右、走ったり、適当に走っている方が見受けられますので、例えば、視覚的にこの自転車がここ走りますよっていう、ちょっとブルーで矢羽根だとか、そういったものを表示したりとかですね、ちょっと自転車を誘導するような対策っていうのを、交通量の多いところの道路では、そういったことをしたりとかですね、そうい

った工夫を今後していくつもりではおります。

あとは、マナーの向上の点ではですね。先ほど申し上げたようにですね、子供の段階からちょっと自転車のマナーを良くしようということで、来月の11月11日に大洲防災公園で、自転車の交通マナーをメインとしたイベントを開催しようかなど。

子供たちを中心に大人になる前から自転車ってのはこういう乗り方をするんだよっていうのを教えていこうかなとは思っております。以上でございます。

(鈴木委員)

はい、わかりました。よろしく申し上げます。

(高田会長)

はいどうぞ。

(山本委員)

すみません。市川署の山本と申します。

先ほどからの多数の自転車のマナー向上に係るご意見であったりヘルメットの着用をであったりと、本当に非常に皆さんの関心が高いところなんだろうというところで、承知しております。

まず、昨年のデータがまずなかったところで、昨年は市川署管内で人身事故が599件ございまして、この内の約37%が、自転車が当事者となる事故、これはやはり県内の平均値、千葉県内の平均値に比べると10%ぐらい高いというのが現状であります。

当署としても、行徳署としてこれは問題視しておりまして、自転車取り締まりを強化しております。

対象は学生に限らず、中高年、高齢者に至るまで、検挙しておりまして、昨年行徳と当署の方で、年間700件以上を検挙しており県内の検挙件数の3分の1を2署でやってるというぐらいの件数となります。

一昨年については当署だけですね、800件以上の赤切符を告知してる状況なので、非常に力を入れて取締りを推進していますことで、徐々にですが違反者が減ってきてるっていう現状は、承知していただければと思います。

重点路線として、通称北京通りと言われている商美通や、市川真間銀座通りなど、自転車の通行非常に多いポイントを重点路線として取り締まりを強化してますので、警察も市交通計画課の大川課長なんかと共同として広く、マナーアップを周知させようと、いろんなキャンペーンであったり、交通安全の出動式であったり、交通安全期間にキャンペーンを開いたりしておりますし、先ほど小中学校に対する教育をというお話が出ましたが、本年4月に教育委員会の方に、ラミネーター等自転車の安全利用に係る

資料をお配りして、掲示をしていただけないかということで、県警から市内の小学校、中学校を全学校に配布しているというような状況で少しずつですが進めておりますので、ご承知をお願いしたいと思います。私から以上です。

(高田会長)

どうぞ。

(青山委員)
いいですか。

(高田会長)
はいどうぞ。

(青山委員)
青山ですけれども、いつもね、朝出勤する時に、自転車がね、車両っていうのね、わかっていないんだよね。
一時停止しないで、突っ込んでいたり、横断歩道も、走って、突っ走って結構今日もね、来ると、末広のところでもね、1件、事故があったんですけども。
やっぱり自転車が車両であるというのをもっと認識させて、横断歩道とか、そういうところが降りて渡ってという習慣をつけるようにしないと、事故は減らないと思います。
それとあとね、白線がね、結構消えているところも結構多いんですよ。
一時停止の白線をもっと明確に、止まるというのを、はっきり示していつてもらいたいということで、やはり自転車に乗っている本人も、大変ですよ。
鈴木委員が言ったように、歩行者の安全を優先するにはもっとその自転車は、車両であるという認識を持ってもらいたいというふうに思います。

(高田会長)
ありがとうございました。はいどうぞ。

(堀内委員)
先ほどの話の行徳警察の方お話あったんですけども、やっぱそれこそ、先ほど富田委員も話していたんですけど、子供たちがですね、自転車に乗ってヘルメットもそうなんですけど、先ほど青山委員も話していたんですけど、交通ルールをわかってる子供たちが非常に少なくて。止まれという標識とか、一方通行、ここに基本的なもの、信号はわかるんですけど、それ以外の標識は理解していることほとんどないというふうには僕は認識しているのは、もう60年も前になりますが、実は小学校は3年生まで江東区というところに住んでいたんです。
江東区当時の小学生は1年生から3年生は乗ってはいけませんと、親御さんと一緒にいても乗ってはいけませんというような、かなり厳しいルールがあって、各小学校で、今度は自転車に乗り始めるときに、この交通ルールの試験というか勉強するんだよね。
それで、きちんとこれは止まれという、これを出して普通の原付とかの試験と同じなんですけど、基本的にこの交通ルールを、お互いがわかってないといけないっていう考え方のもとに、当時はもう40年以上前ですけど、やっぱりあの江東区が反対道路に当時トラックとかね公害問題ですごく走っていたんです。
やっぱりそこに危険性があるっていうことで、そういうようなことも免許制度じゃないんですけど、学校が主体としてそういう教育委員会主体としてそんなこともやっていった事例もあったので、これに今度、電動キックボードと解禁されてきまして、様々な問題があります。韓国が先にやっているんですけど、韓国は今、規制を強化しているような状態ですよ。

そういうところを鑑みて、やはりその市川市も全体の国の制度っていうことでは、出来ないかもしれないですけども、そういうような方向を持ってって、危険なところ、そういう危険防止というか規制というか条例をこれ広く、やっぱり市民に伝えないと、問題を大きく多くなるような気がするので、最低限でもその子供たち、いわゆる小学生の子供たち自転車乗りますので、交通ルール、止まれ、一方通行というようなそういう基本的な交通教室をもっと強化してやっていただいてもいいかなと思うので、ぜひ、警察や交通課長からも委員会の方に、富田PTA会長なんかね、いらっしゃいますので、ぜひ話をしてもらって、浸透していければ、そういう効果も出るかなと感じますので、ぜひよろしく願います。以上です。

(高田会長)

キックボードの方にも、移っていただきましたので、含めて、まだご意見ございましたら承りたい。
はいどうぞ。

(谷脇委員)

自転車組合の谷脇と申します。

先ほどから交通マナーがどうのこうのというお話をされていますけれども、交通計画課ではね、各小学校幼稚園とか、中学校、交通マナーの条例でね、多分、教育されていると思うんですよ。

そして我々、また行徳警察、或いは市川警察、山本課長がいらっしゃるけれども、毎月自転車のね、交通マナーとして、ヘルメットの着用、それから交通マナーをしましょうというのがあって、毎月、市川交通計画課とともにね、やっているんですよ。

そこに来た市民の方わかるけども、やっぱりそこまで全市民にね、対応してやっていくというのは、我々でも、警察にしても、交通計画しても、まず無理だと思うんですよ。

だからこれを継続的にね、毎月やってるんですけども、これを今後ともね、1人でも多くの市民の方にね。そのマナーを徹底させるような方法で、私たち組合も協力してやっていきますので、その点一つ皆さんにご協力いただきたいと思います。以上です。

(高田会長)

他に何かご意見ございますでしょうか。

今、言ったように、毎月開いているのもよく知ってんですけど、それやっぱり子どもと同時に親が必ずいるので、学校からこう発信していくってのは、非常に頭数も多いんで、いいんじゃないかと思います。ぜひ検討していただければというふうに思います。

ほかに何かご意見がございましたらよろしゅうございますか。

それでは、最後に緊急輸送道路の電柱化の占用制限につきまして、なにかございましたら。
はい。

(中村委員)

これですけど、現在の対象の路線の現在のこの電柱の状況ですね。

何本あってどのようなところについているのか、あと3.11の東日本大震災の時に、海側

の方って結構道路が隆起しちゃっていて、電柱もですね、かなりこう傾いていたりとかした記憶があるんですけども、そういった地盤のところの電柱なので、現在ですね、どんな状況になっているのか、先ほど申し上げたようなところを教えてくださいということと、あと、新規についてはこのエリアについては電柱を建てないという理解なんですけど、そういう話は実際、その相手方の方から、こういうところに建てたいんだけど、建てられないんです、じゃどうしましょうかみたいなそんな話は、具体的にされているのか。されていなければ、もしそういう話が来たときには、どういうふうに対応するのか、この点を教えてください。

(高石課長)

道路管理課長でございます。

すみません。現在、緊急輸送道路に指定されているところに電柱がどれぐらいあるかっていうことでございますけど、今資料がですね。集計したものが、手元にはございません。お答えすることができなくて申し訳ございません。

ただ、電柱の安全点検というのは、毎年更新しておりますし、占用期間は1本あたり、10年っていう形になってますので、そういう定期的な更新に合わせてですね、その安全点検というのを各事業者さんでしていただいて、施設とか、建て替えとかですね、そういう安全面に配慮して、進めていただいているところでございます。

それから、今後ですね、新規に建てようとした場合に、こちらは道路区域内には、基本立てられないということで、例えば新規で開発とかあった場合にですねその開発の区域の、道路以外の開発区域の中で、設置していただくという形には基本になるんですけども、道路のその状況ですとか、やむを得ず道路にですね、仮に、仮設電柱とか建てざるをえないという場合ですと、今、国の方の運用としては、原則2年間は、仮設電柱というのを許可しております、その間にですね、民有地内に、納めていただくための用地の交渉とか、事業者さんの方でしていただくか、或いはそういう電線地中化っていうことで、検討していただくか、そういう流れになっております。以上でございます。

(中村委員)

2つだけ再質問させてください。

一本当たりの電柱の、この寿命というか、10年っておっしゃいましたけど、例えばこの12月1日から施工するので、駆け込みでもう古くなったやつはもう建てちゃうみたいな、そういうことがあるのか、あともう一つが、民地の中に建てるものはいよいよっていうけども、結局問題なのは、仮に立ててですね、倒れた時に道路の方に倒れてきてしまったら、意味が結局ないわけなので、そこら辺の部分の指導というかルールみたいなものはあるのか、この2点だけお願いします。

(高石課長)

道路管理課長でございます。

すみません。10年と申し上げましたのがその占用の更新をするのが10年ということでございまして、電柱自体の寿命というのは、もっと長いものでございます。

あと、仮にそういう民地の中に建てるにしても、その道路への倒壊っていうところは、防がなければなりませんので、当然、道路内に建柱してあるものもそうですけれども、そ

の配置する状況によって支柱とかですね、その辺も電柱本柱にあわせて民地内でもそういう形で倒壊を防ぐような手立てを当然考えていただくこととなります。以上でございます。

(中村委員)

まとめます。わかりました。

問題なのは、その大きな地震とか災害があった時に海側からこのいろんな物資とかが来たりとかですね、その応援の車両が入ってきたりするときに、やっぱりそこはしっかりと通れるようにですね。確保しなきゃいけないというような意味合いだと思うので、ぜひ効果が発揮されるような取り組みをお願いしたいと思います。私は以上です。

(高田会長)

これにつきまして何かご質問ございますでしょうか。
よろしゅうございますか。

(堀内委員)

これ、市道だけで、国、県のやつがちょっとこう一緒になってないから、よくわかんないんだよ。それをもらえないかな。

(高石課長)

道路管理課長でございます。

今、図面でお示ししてある箇所は、すべて市の道路で国道と県道につきましては、すでに千葉県の方で制限をかけているという状況でございます。

(堀内委員)

はい。地図上くっついてないんで、どういうラインになっているかがちょっとわかりづらくなってしまったので、出来れば、その市、県のくっついているやつで、こう示してもらえたらなと思って。今この市ばかりだから、飛んでいるわけですね。こういうふうにチョンチョンチョンってこの14号のところとかも飛んでいるんで、これ多分わかりづらいうんで、そこを全部ちょっと1回、出して、その資料をもらえたらというふうに思います。

(高石課長)

はい。今おっしゃっていただいてわかりづらいというところでございます。県の国道、県道も入れたもので、こういう接続性がありますというところを資料で作りまして、委員の皆様にお渡しさせていただければと思います。

(高田会長)

はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。他にございませんでしょうか。
それではこれもちまして、令和5年度第1回市川市交通対策審議会を閉会いたしたいと思っております。それでは事務局の方におかえいたします。

(加科次長)

高田会長、議事の進行をありがとうございました。

皆様本日は長時間にわたりまして、本当にお疲れ様でございました。
これもちまして、本日の予定はすべて終了いたします。
ありがとうございました。